

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

矢吹町は、首都圏から 200 km 圏内に位置し、空港、高速道路、鉄道の交通体系に恵まれているほか、国道 4 号が通り、主要地方道 4 本が終結するなど、交通の要衝となっていることから南東北の玄関口として産業、流通共に重要な役割を担っている地域である。

本町の人口は、現在 17,019 名：男 8,487 名、女 8,532 名（令和 5 年 1 月 1 日現在）であり、平成 7 年をピークに減少に転じ、平成 25 年には約 30 年間維持してきた 18,000 人を下回った。総人口の減少とともに 15 歳未満の年少人口及び 15～64 歳の生産年齢人口が減少傾向で推移しているのに対し、65 歳以上の老年人口は一貫して増加で推移しており「第一段階」の人口減少段階に入っている。

産業構造としては、近年、農業を中心とした第 1 次産業及び製造業を中心とした第 2 次産業については減少を続け、就業人口の割合として、第 1 次産業 11.91%、第 2 次産業 37.83%、第 3 次産業 50.26%（令和 2 年国勢調査より）となっている。

平成 17 年度に町内の中小企業、町内進出企業、金融機関、商工会等 42 社による「やぶき経営懇話会」を設立し、異業種の交流と地域産業が抱える諸問題に協働で取り組むため、様々な分野において協議や情報交換を行っている。

少子高齢化や都会への人口流出等により生産年齢人口が減少し、町内の中小企業は従業員の確保に大変苦慮している状況である。

本町では、管内のハローワーク等との情報交換において対策を協議しながら人材確保に努めるとともに、やぶき経営懇話会と共同で、会員企業の情報を集約した「やぶき企業ガイドブック」を作成し、町内の中高生に配布、PR することで町内企業の人材確保と安定的な雇用を支援している。

また、町内の空き店舗を利用して営業を開始する事業者に対して、家賃等を補助し経営支援と空き店舗の解消を図ることを目的として制定された矢吹町空き店舗対策事業補助金交付要綱の一部を改正し、補助対象となる地区及び業種を拡充し、事業者への更なる支援を図る。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、中小企業者の労働生産性の向上を図り、当町における人手不足、働き方改革への対応を促進することにより、雇用の安定及び地域経済の活性化を図ることを目的とし、導入促進基本計画期間内において 5 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

本町として中小企業者における生産性向上及び従業員の仕事環境の改善を促進するため、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、農業、商業サービス業、工業など多岐にわたり、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点により、本計画において対象とする設備については、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本町の産業は、駅周辺、国道4号沿線、主要地方道沿線等、町内全域にわたり立地している。これらの全ての地域において、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、矢吹町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業は、農業、商業サービス業、工業など多岐にわたり、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、IT導入による業務効率化、省エネの推進、環境への対応、品質の向上、提供するサービスの向上など多様であるため、本計画においては、労働生産性の3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。ただし、本計画が本町における人手不足、働き方改革への対応を促進し雇用の安定及び地域経済の活性化を図ることを目的としていることから、太陽光発電事業に関しては、その性質から町内の日常的な雇用に結びつくことが少なく、町内への産業集積等の経済波及効果も希薄であるため、本計画において対象とする業種・事業から除く。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

2年間(令和5年4月1日～令和7年3月31日)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間については3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 町税等を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。